

議事要旨

会合名称： 第6回 モデル取引契約見直し検討部会 民法改正対応モデル契約見直し検討WG（WG1）

開催日時： 2019年10月21日（月）16:00～19:00

議事内容：

1. セキュリティ検討PTの状況について

事務局から（資料6-3）に基づき、セキュリティ検討PTの進捗状況について説明を行った。また、委員から補足説明が行われた。

2. 民法改正に伴うその他の対応について、その他の法改正に伴う対応について

（1）関連資料の説明

専門委員から（資料6-4、6-5）に基づき、民法改正に伴うその他の対応について、及び民法改正以外の法改正に伴う対応について説明が行われた。

（2）討議

各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われた。その結果、内容に対する異議は特に認められなかった。

3. 契約不適合責任に関する取りまとめに案について

（1）関連資料の説明

- ・専門委員から（資料6-6-1）に基づき、契約不適合責任に関する取りまとめ案について説明が行われた。
- ・委員から（資料6-6-2）に基づき、契約不適合責任に関する意見について説明が行われた。
- ・委員から（資料6-6-3）に基づき、契約不適合責任その他の修正案について説明が行われた。

（2）討議

各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われた。主な議論は以下。

（履行の追完について）

- 民法の「履行の追完」は、「修補」と「代替物の引き渡し」と「不足分の引き渡し」があって、方法が複数考えられるときに買主が選択したのと違う追完の方法を売主が選択することができる。実務的には同意を取って進めると思うが、この規定を明文化するとベンダ側の意思が尊重される形に読める。それでよいのか。
- ある程度ベンダに任せられた方が効率的に実施できる方法を提案するので、ユーザがどうしてもこのやり方でないといけないというこだわりを持つケースは少ないのではないか。
- 全てのケースにおいてベンダ側が効率的だと思うやり易い方法ですべてお任せということにはならないという気がする。
- 検収も大事な行為だが、その前提となるシステム仕様書を互いに確認することはもっと大事な行為のはずなのに、そこを疎かにして後で問題になるケースも多い。

- ユーザが請求するのは、システム仕様書との不一致があるので一致させてくれ、ということ。これに対しベンダは、システム仕様書と違う方法でも、ほぼ同じ方法だったら OK、というのが履行の追完の選択に係る条項の意味であると思われる。そうすると、ここでの追完は軽微な仕様変更も含まれているのではないか。
- 想定していなかったが、仕様変更もイメージしている方がいるということを再認識した。
- そもそも追完は仕様書に合わせることに、ここで仕様変更というと、目的が動いてしまうようで、整理が煩雑になるような気がする。その点も考えた方がよい。

（代金減額請求）

- 代金減額請求権自体は明記しないということだと思うが、そうであれば、損害賠償の上限に減額が言及されているのは違和感がある。代金減額請求がされた場合には損害賠償の上限となる代金についてもそれが控除されると解釈すればよいのではないか。
- 損害賠償の上限で減額について触れていないと、「個別契約で定める〇〇〇の金額」ということで、（代金減額請求がされても）個別契約に明記されている「●●円」が上限と考える人が多くいると思う。

（損害賠償・解除）

- 契約不適合があった場合に行使できる権利について、権利を行使する人から見れば、一つの条文を見るだけで権利について全部分かった方がよいと思う。
- 現行のモデル契約に慣れ親しんでいる人からすれば、損害賠償はまとめて書いた方がいいと思っていたが、知的財産権の侵害に係る条項では、53 条の規定にかかわらず損害賠償の請求ができるという別の書き方をしているということもあるので、どちらでもいいように思う。
- 契約不適合責任の場合にも損害賠償責任の上限があるのに気づかないという誤解を避けるため、52 条 2 項に契約不適合責任の場合を明記した方がいいのではないか。

（契約不適合責任の期間制限）

- データ容量が増えていって、一定の数量を超えたために初めて発生して不具合が期間制限後に発生しそうな不具合については、この存在をもってベンダに重過失があるというのは酷である。重過失とは別に検収期間内では容易に見つけることが困難な契約不適合も例外にしておかないとうまくカバーしてもらえない可能性がある。（特に非機能要件）
- 期間制限を知った時から起算させるとすると漫然と検査をせず、その結果契約不適合を知らなかったというユーザが出てくる。検収日から固定して、期間設定にするとそのインセンティブが働く。一方適切に検査をやっても見つからないものに対して一律に期間制限にかけてしまうとインセンティブとは関係がなくなる。例外とセットで期間制限を固定することの合理性が説明されるべき。
- システムの特性に応じて、契約不適合の期間を合意してもらえばよい。
- 実際のシステムのライフサイクルが 3 年から 5 年というものや重要インフラの場合はさらにライフサイクルが長いシステムもあり、ばらばらである。
- 契約不適合責任で救済される期間と、保守契約を結んで一定の金額を支払って手当をしてもらえる期間を分けて、契約不適合責任で〇年間無償の追完ができる体制はこれだけかか

るというものを出示してもらい、他社と比べた上で合意が成立するのであれば、それは合理的な選択だと思う。システムの特性も含め、期間を決めるにあたっての考慮要素はたくさんある、ということを示せばよいのではないか。

4. 追補版の対応について

(1) 関連資料の説明

専門委員から（資料 6-7-1、6-7-2、6-7-3、6-7-4）に基づき、追補版の対応について説明が行われた。

(2) 討議

各委員から質疑、意見等が述べられ議論が行われた。主な議論は以下。

- 追補版はユーザが中小企業で知識があまりないことを意識して、仕様や技術的なところは、ひな型を作ってサポートしようとしている。またパッケージ利用を意識している。
- 追補版はなるべく契約書に関する負担を軽減した形、かつわかりやすく自分の権利がわかる、という形に持って行かないと現場レベルでは通用しないと思っている。非対称性の大きい世界、中小企業を守る契約書とは何かという点を含め、追補版については改めて議論すべきではないか。
- 仮に追補版を見直すとしても、差しあたって民法改正に対応する部分は、その見直し途中でも利用される方を前提として対応しなければならない。
- 従前の追補版の前提条件では、独立行政法人や地方自治体も含まれているが、これらをいつまでも素人扱いするのが適切なのかについては疑問がある。地方自治体や独立行政法人であっても、一部は第1版の方の利用者としてみるべきではないか。

以上